

中央公民館・勤労青少年ホーム貸室の学習室としての開放について

1 開放室

第5～第10講義室（廊下側がガラス張りになっている部屋）を対象室とします。

原則として前日 21:00 時点で翌日の全時間区分（9:00～21:00）が空室になっていることを条件とし、室数は1室を上限とします。

ただし、既に学習室を開放している場合を含み、学習室及びフリースペースの利用及び混雑状況を判断し、対応できる範囲内で開放室を追加いたします。要望がある場合は、1階窓口にご直接お問合せ・御申出ください。

2 開放日

休館日（毎月第3日曜日及び12月29日から1月3日まで）以外を開放対象日とし、休館日を除く日の21:00の空室状況によって、翌日の開放を判断・決定します。

3 開放時間

開館時間（9:00～21:00）

4 利用条件及び運用等について

○学習室としての開放のため、不必要な私語や水分補給以外の飲食は禁止とし、ゴミは持ち帰ってください。

○机・イス等の設備を移動した場合は、使用後に必ず元に戻してください。

○開放室の入口に受付簿を設置しますので、記入してから利用してください。

○公共施設であるということを十分に認識して利用してください。

○その他、中央公民館職員の指示に従ってください。

5 当日開放室の確認について

窓口・電話でのお問合せのほか、毎日 9:00 に郡山市ウェブサイトの中央公民館ページに当日の開放状況を掲示します。

ただし、土・日・祝日分は直近の平日の 9:00 に当日分と併せて掲示します。

例：金・土・日曜日分は、木曜日の 21:00 に判断・決定し、金曜日の 9:00 にウェブ掲載します。

※追加開放の場合は、ウェブサイトへ掲示いたしませんので、電話などでお問合せください。

お問い合わせ先：郡山市立中央公民館

電話：024-934-1212